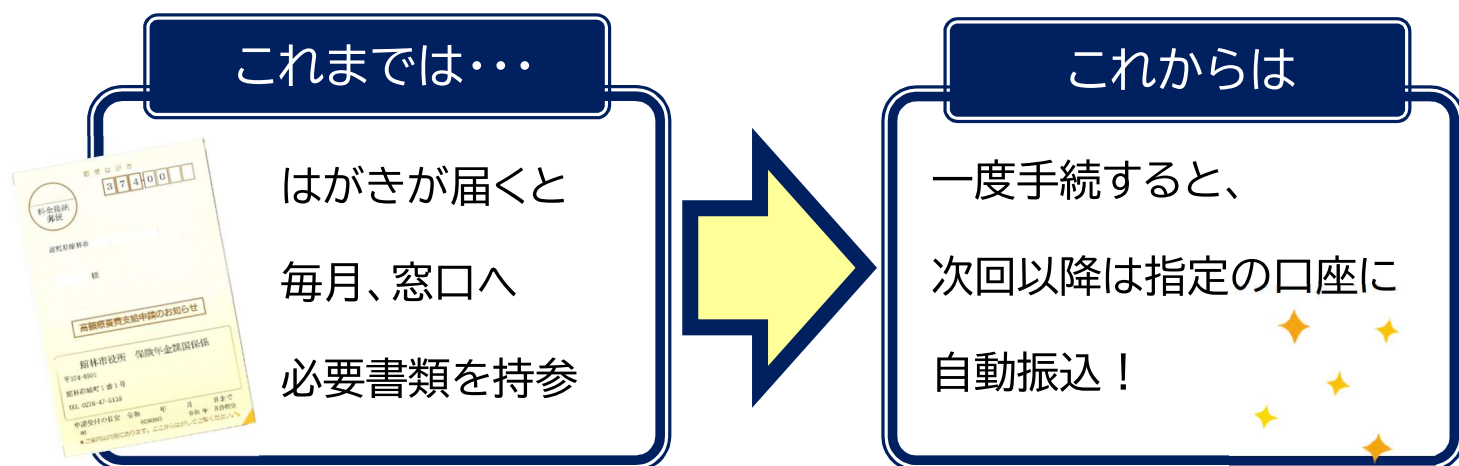


高額療養費の申請手続きを簡素化します

これまでは、該当した月ごとに高額療養費の申請が必要でしたが、
所定の申請書を提出することで、毎回の申請が不要になります！



毎月の書類準備や窓口に行く手間がなくなります



申請漏れで給付が受けられない心配がありません



高額療養費が発生した場合、世帯主様へお知らせが届きます。

申請書に必要事項を記入のうえ、窓口にてお手続きください。

申請があった月の翌月以降に発生した高額療養費は、窓口で支給申請手続きをしなくても、ご指定の口座に自動的に入金されるようになります。
入金日及び入金額は、「高額療養費の支給決定通知書」にてご確認ください。

※申請月以前に該当した高額療養費は簡素化の対象外のため、
従前どおり支給申請をお願いいたします

申請にあたっては、裏面の注意事項をご確認ください。

簡素化を申請するにあたり、下記の事項への同意が必要になります。

医療機関等への一部負担金の支払を前提としているため、次のような場合は、申し出てください。

- ・医療機関等への一部負担金の未払がある場合
- ・無料定額診療を利用した、または医療機関等から医療費の請求がなされていない場合
- ・交通事故等の第三者行為による傷病の治療を受けた場合
- ・公費負担医療を受けている場合

★簡素化の停止

次のような場合は、簡素化が自動的に停止となります。

「高額療養費支給申請のお知らせ」(はがき)を送付しますので、窓口で支給申請手続きを行ってください。

- ・世帯主に異動等があった場合
- ・指定された金融機関の口座に振り込みができなくなった場合
- ・国民健康保険税の滞納がある場合
- ・申請の内容に偽りその他不正があった場合
- ・その他市長が必要と認める場合

停止後、再度簡素化を希望される場合は、初回申請時と同様に申請書の提出が必要です。

★その他

- ・高額療養費の支給に必要な医療費等の情報を、市から医療機関等に照会する場合があります
- ・審査等により過払いになった場合は、返還請求及び次回以降の高額療養費と調整することがあります
- ・振込先口座の変更や簡素化の解除を希望される場合は、別途申請書の提出が必要です
- ・毎月の高額療養費だけでなく年間の高額療養費も、該当した場合は自動的に振り込まれます

詳しくは市ホームページへ



問い合わせ : 館林市役所保険年金課国保係

☎ 0276-47-5138